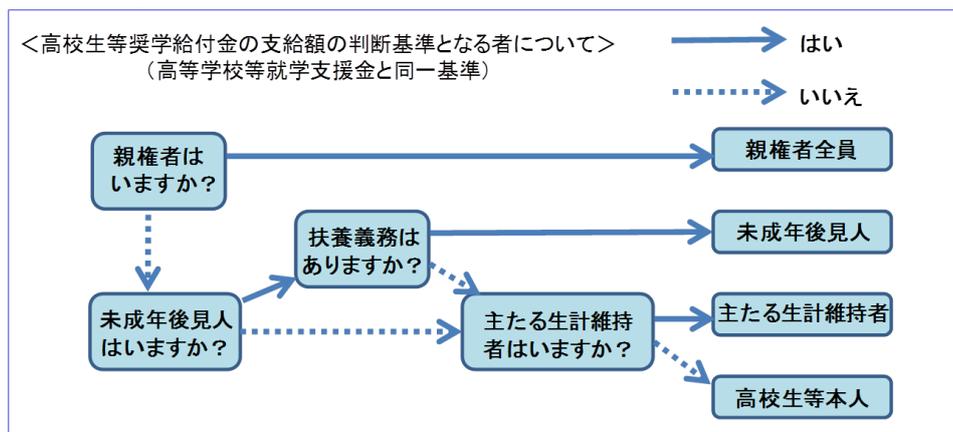


令和3年度 こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん 高校生等奨学給付金（国公立） 申請について

◆1 申請者

保護者等

- ※1 保護者等とは、原則親権者である父母のことです。
- ※2 親権者がいない場合は、下図を参考にしてください。
- ※3 高校生等が成人している場合は、健康保険証の被保険者が申請してください。



◆2 基準日

令和3年7月1日（在籍状況確認日）

◆3 提出締切

7 月 日

- ※締切は在学する高等学校等に確認してください。
- ※高校生等が複数いる場合は、それぞれ申請が必要です。

◆4 給付時期

10月～翌年1月頃

- 審査の終わったものから順次振り込みます。
(兄弟姉妹が同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。)

◆5 提出先・問い合わせ先

- ・ **県内**の高等学校等に在学している場合・・・ **在学する高等学校等**
- ・ **県外**の高等学校等に在学している場合・・・

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

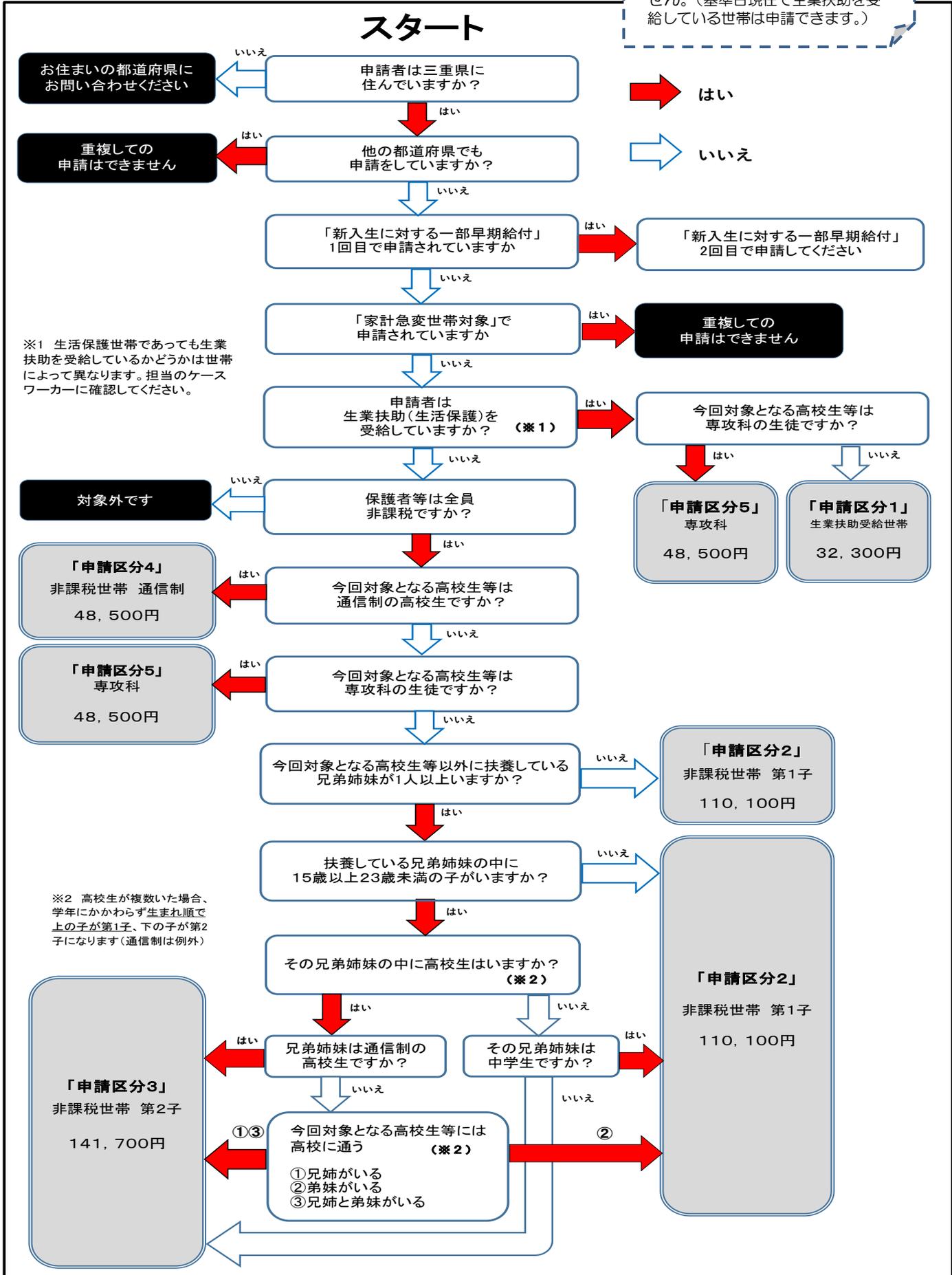
電話 059-224-2827（受付 平日 8:30～17:00）

※郵送する際は、簡易書留など記録に残る方法で送付してください。

◆6 申請区分の確認

世帯の状況により、提出する書類が異なります。
申請区分1から5のどの申請区分に該当するかを確認してください。

令和3年1月1日時点で保護者等のいずれかが海外に居住している場合は、令和3年度の課税証明書が発行されないため、給付金対象世帯ではありません。(基準日現在で生業扶助を受給している世帯は申請できます。)



◆7 提出する書類 (A4の用紙サイズにあわせてください。)

《三重県内県立高等学校》

申請区分1 32,300円

- ① 申請書(様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票(親権者全員分)
- ⑤ 生業扶助受給証明書

申請区分3 141,700円

- ① 申請書(様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ <第2子> 兄弟姉妹の状況について
(様式1別紙3) ← 健康保険証の写しを貼付
- ④ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票(親権者全員分)
- ⑥ 令和3年度課税証明書等 ← 下記の場合は不要
三重県立高等学校に「個人番号カード(写)等貼付台紙」を提出しており、その個人カード(写)等を使用して収入状況を確認することに同意する場合

申請区分2 110,100円

申請区分4 48,500円

- ① 申請書(様式1)
- ② 給付金の振込について
(様式1別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票(親権者全員分)
- ⑤ 令和3年度課税証明書等 ← 下記の場合は不要
三重県立高等学校に「個人番号カード(写)等貼付台紙」を提出しており、その個人カード(写)等を使用して収入状況を確認することに同意する場合

★申請書類は番号順にし、左上をステープルでとめてください
★提出前に、申請書類の書き間違い・記入漏れ・必要書類の不備等がないかをもう一度確認しましょう!!
(不備があると給付が遅れる原因になります)

《国立・三重県外・専攻科の高等学校等》

申請区分1 32,300円

- ① 申請書(様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票(親権者全員分)
- ⑤ 生業扶助受給証明書
(⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分3 141,700円

- ① 申請書(様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ <第2子> 兄弟姉妹の状況について
(様式1-2別紙3) ← 健康保険証の写しを貼付
- ④ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ⑤ 住民票(親権者全員分)
- ⑥ 令和3年度課税証明書等(親権者全員分)
(⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分2 110,100円

申請区分4 48,500円

- ① 申請書(様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票(親権者全員分)
- ⑤ 令和3年度課税証明書等(親権者全員分)
(⑥ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

申請区分5 48,500円

- ① 申請書(様式1-2)
- ② 給付金の振込について
(様式1-2別紙2) ← 通帳の写しを貼付
※学校に委任する場合は通帳の写しは不要
- ③ 委任状(様式3) ← 委任する場合のみ必要
- ④ 住民票(親権者全員分)
- ⑤ 令和3年度課税証明書等(親権者全員分)
(⑥ 個人対象要件証明書(参考様式) ← 専攻科支援金を受給していない場合のみ必要)
(⑦ 在学証明書 ← 県外生のみ必要)

世帯種別		申請区分	給付額
生業扶助受給世帯	全日・定時・通信制	申請区分1	32,300円
非課税世帯	全日制 定時制	第1子	申請区分2 110,100円
		第2子	申請区分3 141,700円
	通信制	申請区分4	48,500円
	専攻科	申請区分5	48,500円

※給付回数は、年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、専攻科は2回(修業年限が1年の場合は1回))を上限とします。

(裏面の注意点もご覧ください)

◆8 注意点

書類	注意点		
<p>申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 黒ボールペンで記入してください。 フリクションペン（消えるペン）は使わないでください。 訂正する際は二重線を引いてください。 修正テープや修正液は使わないでください。 		
<p>住民票</p> <p>※市役所、町役場で取得してください</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（父母）のもの 交付日が<u>基準日（令和3年7月1日）以降</u>のもの 世帯主、続柄が記載されたもの（本籍、筆頭者は不要） 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの <p>※市役所、町役場で発行された状態のまま、抜き取らず全員分を提出してください。</p>		
<p>収入状況を確認する書類</p>	<p>生業扶助受給証明書</p> <p>生業扶助受給世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生業扶助受給証明書（または生活保護証明書）が必要 <u>基準日（令和3年7月1日）現在</u>の生業扶助の受給が確認できるもの 申請者の名前が確認できるもの <p>※福祉事務所、町役場（生活保護担当窓口）で取得してください。</p> <p>※生活保護世帯であっても、生業扶助を受給していない場合には、生活保護証明書ではなく、課税証明書等を提出してください。</p>	
	<p>課税証明書等</p> <p>非課税世帯</p>	<p>三重県内県立高等学校の場合</p>	<p>三重県立高等学校に「個人番号カード（写）等貼付台紙」を既に提出しておりその個人番号カード（写）等を使用して収入状況を確認することに同意する場合は不要です。</p>
	<p>国立・三重県外・専攻科の高等学校等の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等全員分（父母）のもの <u>令和3年度</u>の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であることが確認できるもの <p>※市役所、町役場で取得し、そのまま抜き取らず全員分を提出してください。</p> <p>※未申告等の理由により、課税額が確認できないものは不可</p>	
<p>健康保険証の写し</p>	<p>次の①、②の場合のみ提出が必要</p> <p>① 申請区分3（第2子）で申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した高校生等本人と兄弟姉妹の分が必要 <p>② 申請者が「主たる生計維持者」または「対象となる高校生等本人」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書に記載した高校生等本人の分が必要 		
<p>在学証明書（様式5）</p> <p>※在 schools で取得してください</p>	<p>県外の高校生等のみ必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>基準日（令和3年7月1日）現在</u>の在学を確認できるもの 様式5と同様の内容が確認できれば、任意の様式の在学証明書でも可 <p>※県内の高校生等や兄弟姉妹の分は不要です。</p>		

※申請について電話、手紙等により連絡することがあります。連絡がつかないと給付出来ない場合があります。

※高校生等が複数いる場合は、それぞれに申請書の提出が必要です。ただし、住民票および収入状況を確認する書類は、一方に原本を提出すれば、他の高校生等は写し（原本を提出した学校名・名前を明記）の提出でかまいません。なお、兄弟姉妹がいずれも国公立の高校生等の場合に限りません。